

「産学公の森」（「企業の森・産学の森」）推進事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者1者と大学等研究機関のみで、応募することは可能か。	可能です。ただし、大学等研究機関は補助金交付対象機関とは認められませんが、大学等研究機関への受託（共同）研究費は補助対象経費に含めることができます。 なお、1企業の上限は3,000万円ですが、産学連携グループで提案の場合、大学等研究機関との受託（共同）研究費については、2,000万円まで加算可能ですので、最大5,000万円（3,000万円＋2,000万円）となります。
2	京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者1者と京都府内に拠点の無い中小企業者のみで応募することは可能か。	原則、応募は不可です。ただし、申請要領 P5 で定義する「スタートアップ企業」については、京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者1者とのみで応募することが可能です。
3	グループ構成企業のうち、京都府内に拠点の無い中小企業者又は大企業は、補助金交付対象企業となるか。	原則、補助金交付対象企業となりません。ただし、申請要領 P5 で定義する「スタートアップ企業」については、京都府内に拠点が無い場合でも、補助金交付対象企業となりえます。
4	いずれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうなるか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。
5	本社が大阪で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するが、申請可能か。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば申請可能です。ただし、法人の場合は法人登記簿謄本の原本、個人の場合は確定申告書の写し又は開業届の写しにより所在が確認できることが要件です。
6	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも申請可能か。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、申請できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は申請できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、御注意ください。
7	これから起業する個人又は法人の申請は可能か。	申請可能です。ただし、交付決定日までに、個人の場合は開業届控の写しを、法人の場合は履歴事項全部証明書を御提出ください。
8	京都府内に事業の拠点を置くA社が、財団が募集する3つの補助金（京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、共創型ものづくり等支援事業、産学公の森推進事業）それぞれ異なるテーマで複数交付申請することは可能	補助金への交付申請は、1事業者につき1件とします。 （補助金の交付申請をしない構成企業として、グループに入ることは可能です。）

	か。	
9	様式及び添付書類は、構成企業毎に提出することは可能か。	様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので、御注意願います。
10	社会課題とは具体的にどのようなものがあるのか。	少子高齢社会に対応したスマート社会の実現や、脱炭素社会の実現など持続可能な社会の構築に向けた社会課題のことであり、具体的には申請要領 P4～5 の【社会課題の例】を御参照ください。(あくまで例示であり、様々な取組の提案をお待ちしています)
11	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します(その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください)。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。
12	京都府の総合計画に位置づけられている「産業創造リーディングゾーン」とは、どのようなものか。	「脱炭素」「クロスメディア」「アート&テクノロジー」「フードテック」「シルクテキスタイル」「ヘルス・スポーツ」などのテーマを設け、地域の歴史や産業集積などの特性を踏まえた、新たな産業創造のためのリーディングゾーンを府内各地に配置し、国際的なオープンイノベーションを展開することにより社会課題を解決し、世界的な競争にも打ち勝てる産業が創出され続ける京都産業をめざすものです。 想定事例については、申請要領 P14 を御参照ください。(あくまで例示であり、様々な取組の提案をお待ちしております)
13	「理研との連携を想定したテーマ」による申請とは、どのような形を指すのか。	「脳科学・AI・iPS細胞・ロボット」をテーマに、理研とグループを構成することを指します。なお、グループ構成にあたっては、企業同士の産産連携または企業と大学等による産学連携に理研を加える形か、企業が理研と直接共同研究契約を結び、産学連携グループを構成する形が想定されます。

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何かが必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。
2	経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものか。	土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）は15%です。また本格的な生産・販売目的で調達し、かつ、本格的な生産・販売が主用途の設備で減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるものについても15%となります。これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは1/2となります。 なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等で計上してください。
3	令和7年4月1日以降であれば事前着手できるとのことであるが、事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了した場合でも補助対象となるか。	事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了したものは、対象になりません。 なお、「直接人件費」については、事前着手の対象外となります。 また、事前着手の経費のうち、事前着手届に記載のない経費は対象外となります。

※その他御不明な点があれば、相談窓口・申請先に御相談ください。